第百十四条の四第一項各号列記以外の部分及び同条第三項各号列記以外の部分	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の四の二	法附則第十二条の八の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の八の二第二項第一号
	法附則第十二条の八の二第一項	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の八の二第一項
第百十四条の三十一第一項	法第九十条	なお効力を有する改正前国共済法第九十条

第十八条第一項の表第百十四条の三十一第一項の項を次のように改める。

第三十四条中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付（経過的長期給付を除く。）及び平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による給付の支給に関する業務について準用する。この場合において、前項中「附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付」とあるのは、「附則第三十七条第一項に規定する給付（同法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付を除く。）及び同法附則第四十一条の規定による給付」とする。

第三十五条中「の支給」を「、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付（経過的長期給付を除く。）及び平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による給付の支給」に改める。

附則第二条第一項中「第二条第三項」を「第二条第一項の規定により読み替えて準用する改正後国共済規則第八十五条第四項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の表第四十五条第一項第五号の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定（改正後規則第二十七条の二、第八十五条第二項及び第九十七条第二項の規定並びに次項に規定するものを除く。）、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（以下「改正後平成九年省令」という。）の規定（改正後平成九年省令第四条第二項及び第十七条の二の規定を除く。）、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の規定、第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の規定及び第五条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（以下「改正後平成二十七年省令」という。）の規定（次項に規定するものを除く。）は、平成二十七年十月一日から適用する。

3　改正後規則第百十四条の二十五の規定並びに改正後平成二十七年省令第十八条第一項の表第百十四条の三の六第一項、第百十四条の三の七第一項各号列記以外の部分及び第百十四条の三の七第二項の項、第百十四条の四第一項各号列記以外の部分及び同条第三項各号列記以外の部分の項、第百十四条の四の二の項及び第百十四条の三十一第一項の項の規定は、平成二十七年十月五日から適用する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大**塚**　珠代

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

一〇〇分の五	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の〇
一〇〇分の三〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の五〇	一〇〇分の四〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五
一〇〇分の二五	一〇〇分の二五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の七五	一〇〇分の九〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の二五	一〇〇分の二五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五

を

に改める。